

令和7年度茨城県観光パンフレット作成等業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度茨城県観光パンフレット作成等業務

2 目的

茨城県の観光資源などを紹介する観光パンフレット「いばらきタビノススメ」について、茨城Destinyネーションキャンペーン（以下DC）で生まれた新コンテンツを踏まえた新しい観光パンフレットとして一新し、県内外で開催される街頭キャンペーンや全国の旅行会社などへのPRに活用することで本県への観光誘客に繋げる。

（※）DCコンセプト

- ・「アウトドア」、「食」、「新たな旅のスタイル」を柱として「体験王国いばらき」をキャッチコピーに掲げ全国から誘客を推進する

3 委託業務内容

（1）業務の内容

茨城県観光パンフレット作成等業務一式

（2）業務の要件

①コンセプト

- ・ 20代～シニア層の旅行に関心の高い男女に手にとってもらえるような体裁・デザインとし、現在のトレンドやDCで生まれた新コンテンツ、最新の観光スポット、アクティビティ、フォトジェニックポイント、グルメ等を掲載し、本県の新たな魅力の発見及び旅行需要の創出につながる内容で紙面を構成すること。

②紙面構成

- ・ 主要な観光施設等については、目を引く大きめの写真を使用するなど視覚的に興味を持たせ飽きさせない構成とすること。
- ・ 紙面構成は以下のとおりとする。なお、ページ数及び掲載順序については想定であり、協議の上変更する場合がある。

ア 表紙（1ページ）

イ 目次（2ページ）

- ・ 県内の絶景写真を見開きで掲載し、興味を引くようなデザインとすること。

ウ 年間カレンダー（2ページ）

- ・ 旬の食材、イベント、季節の花などを一元化したカレンダーを掲載すること。

エ 周遊・エリア別（10ページ程度）

- ・ メインとなる目的地を軸に、周辺の観光資源である絶景、グルメ、お土産、酒蔵、温泉、花・植物、果樹狩りの情報を掲載すること。
- ・ 以下のモデルコースを掲載すること

①茨城空港発着モデルコース

②公共交通機関で巡るモデルコース

オ 道の駅紹介（2ページ）

カ アクティビティ・体験紹介（2ページ程度）

キ 宿の紹介（2ページ）

ク 裏表紙（1ページ）

- ・ 首都圏及び茨城空港就航先からのアクセス情報を掲載すること。
- ・ 地図情報（掲載施設の位置関係が分かるものを含む）を掲載すること。
- ・ 問い合わせ先を以下のとおり掲載すること。

発行／いばらき観光キャンペーン推進協議会
(茨城県営業戦略部観光誘客課内)
〒310-0855 茨城県水戸市笠原町9 7 8 番 6
TEL 029-301-3632

【茨城県の観光情報はこちら】

観光いばらき

検索

<https://www.ibarakiguide.jp/> ※左記 URL の QR コードも掲載すること。

③取材・編集

- ・ 前回のパンフレットデータの最新情報収集（住所・電話番号・営業時間・定休日・価格）、編集（画像・テキスト等）
- ・ 新規施設（20 か所程度）の取材、編集（画像・テキスト等）
- ・ 新しく掲載する施設や委託者の指示する施設についての取材は受託者が行うこと。

④規格等

- ・ 体裁：A 4 判中綴じ、22 ページ以上
- ・ 色数：オールカラー
- ・ 紙質：受託者の提案により協議の上決定

(3) 納品物

① パンフレット

20,000 部以上

② 電子データ (CD-R 又は DVD-R)

- ・ PDF ファイル パンフレットデータ (印刷用)
- ・ Ai データ パンフレットデータ (再編集用)
- ・ jpeg 形式 新たに使用した写真、イラストのデータ
- ・ パンフレットデータについては、PDF ファイルのほか、デジタルパンフレットとして使用できるようにしたデータを納品すること (ホームページ掲載用)

(4) 納入期限

令和7年9月30日(火)

4 委託契約の期間

委託契約締結の日から令和7年9月30日まで

5 留意事項

- (1) 作成業務は、委託者・受託者双方協議の上実施する。
- (2) 取材先への調整等については、受託者が行うこと。
- (3) 掲載内容及び写真の校正については、受託者が行うこと。
- (4) 完成したパンフレットデータについて、印刷用データ及びホームページに掲載できるよう処理した3(3)に示したデータをCD-R 又はDVD-Rに格納して提出すること。
- (5) この業務に使用した文章、写真、イラストの著作権は、いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属することとし、事前の連絡なく、加工及び二次利用できるものとする。
- (6) パンフレットに使用されるすべてのもの(画像・書体等)は、必ず著作権の了承を得て提出すること。仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、委託者は一切の責任を負うものではない。

6 その他

この仕様書に定めのない事項は、別途指示する。